平成２３年（フ）第２７号
鹿児島県奄美市名瀬井根町14番６号
債務者　前﨑　龍太
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第３９号
鹿児島県奄美市笠利町大字中金久128番地
債務者　本田　美香（旧姓川見）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第４３号
鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町12番16号　２Ｆ
債務者　團野　　薫
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第４４号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津2929番地　木原アパート１Ｆ
債務者　武田　昌美（旧姓城）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第３２号
宮城県石巻市須江字大谷地54番地
債務者　石川　信夫
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
宮城県東松島市牛網字関下27番地　市営牛網別当住宅46号室、前住所北海道北斗市向野２丁目６番７号
債務者　村上とく子（旧姓橋場）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
千葉県松戸市新松戸１丁目153番地　ニュー松戸コーポＣ棟606号
債務者　藤原　正明
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２３４号
千葉県松戸市千駄堀819番地の７
債務者　本村　秀一
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２６９号
千葉県松戸市栄町７丁目514番地
債務者　諸橋　忠男
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２７０号
千葉県松戸市栄町７丁目514番地
債務者　諸橋壽美江
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９０号
千葉県松戸市東平賀234番地の37　エスポワール北小金105号
債務者　加藤　光敏
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９８号
千葉県松戸市大金平２丁目123番地の５
債務者　芝ケイこと　シバ　ケイサムソン
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９９号
千葉県松戸市牧の原２番地の48　牧の原公団住宅１街区20棟914号
債務者　飯田みき子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３０８号
千葉県松戸市六高台２丁目65番地　第６松戸コーポ117号
債務者　栗本　和子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３０９号
千葉県野田市柳沢12番地の４　野田柳沢県営住宅１棟304号室
債務者　布目　絢子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３１７号
千葉県野田市三ツ堀1368番地の９
債務者　増田　裕子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８５０号
京都府宇治市小倉町西浦27番地の９
債務者　さいずこと　馬場　博也
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
京都市山科区四ノ宮小金塚８番地357
債務者　本庄　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係